

令和8年度
ちやたんニライセンター生涯学習プラザ

施設使用団体登録説明資料

申請書提出期間：令和8年2月12日（木）～3月6日（金）
（土日・祝日を除く、午前9時～午後5時）

受付場所：ちやたんニライセンター
生涯学習プラザ（事務所）



生涯学習マスコットキャラクター
マナビィ

生涯学習プラザ施設使用団体登録制度について

(1) 目的

北谷町生涯学習プラザでは、北谷町を拠点として定期的かつ継続的に学習活動を行っている団体の自主的で健全な活動を支援するため登録制度を設けています。

- ・お互いに学びあい、技術や知識を得ながら、楽しい仲間づくりにつながるような活動を支援します。
- ・学習成果を地域に還元し、生涯学習プラザ事業やボランティア活動に積極的に協力できる活動を支援します。

(2) 登録要件

- ① 構成員（指導者及び講師を除く。）が**10人以上**であること。
（6割以上が町内に在住又は在勤若しくは在学する者であること）
- ② **町内に在住する成人を代表者**とし、規約又は会則に基づく自主的な会であること。
- ③ **入会及び退会が容易**であること。
- ④ 会費が1ヶ月当たり概ね**3,000円**を超えないこと。
- ⑤ 塾、各種教室その他講師が中心となり活動している**私塾化した団体でない**こと。
- ⑥ **営利を目的とした事業又はそれに類する行為を行っていない**こと。
- ⑦ 特定の政党の利害に関する**政治活動を行っていない**こと。
- ⑧ 特定の宗教を支持又は支援する**宗教活動を行っていない**こと。



(3) 提出するもの

- ① 北谷町生涯学習プラザ施設使用団体登録申請書（第1号様式）
- ② 規約又は会則（初回に作成したものから変更がなければ、新たな作成を要しません。）
- ③ 会員名簿（会員の複数登録は認めません。）
→ 北谷町生涯学習プラザ施設使用登録団体一覧表に登録し、公表します。

(4) 提出期間・場所等

提出期間：令和8年2月12日（木）～令和8年3月6日（金）

提出場所：ちやたんニライセンター 生涯学習プラザ（事務所）

提出受付時間：午前9時～午後5時

(5) 登録の有効期間

登録のあった年度の年度末（**3月31日**）まで（継続するには毎年度申請が必要です。）

(6) 登録内容の変更等

解散したとき又は登録事項に変更が生じたときは、速やかに届出をお願いします。

(7) 指導者

指導者を要する場合は、登録団体が依頼してください。指導者への謝礼金は、原則無償（ボランティア）としますが、謝礼金を支払う場合は、町が主催する講座の講師謝礼金の額を上回らないように注意してください。

※ 1時間 3,500円以内（交通費も含む。）で2時間を限度とする。

2時間を超える時は、3,500円の半額を加算する。（北谷町報償費基準表より抜粋）

※ 注意！ 高額な謝礼金を要する指導者の場合は、当施設のご利用はできません。

(7) 定期的使用

週2回以内で、かつ、プラザの1施設につき3時間以内の使用とします。

（ただし、館長が認めた場合はその限りではありません。）

(8) 町の事業の優先等

北谷町及び北谷町教育委員会（以下「町」という。）が主催又は共催する事業が登録団体の活動日等と重複する場合は、町の事業を優先させていただきます。

また、施設のメンテナンス等により、利用の制限をお願いする場合がございます。

(9) 登録の取り直し

① 登録団体が、虚偽の申請により登録をした場合

② 登録要件を欠いた場合

③ 登録団体より登録取り消しの申出があった場合

④ その他、登録団体としてふさわしくない行為があった場合

（目的外使用その他、法令等の違反、社会秩序を乱す恐れがあると判断したとき）



(10) 生涯学習プラザ施設使用団体登録を行うことのメリット

① 使用料の7割を減額されます。

② 印刷機を利用できます。（印刷機のご利用には予約が必要です。）

③ 生涯学習まつり出演等、日頃の活動を発表することができます。

④ 連絡通信用ボックス・郵便箱が使用できます。

⑤ 一般より、早く使用許可申請書の提出ができます。

⑥ 施設内に所有物置きスペースを確保することができます。※有料
（事前相談と申請が必要です）



・6月から10月以外の冷房使用料について

6月から10月以外は、全館稼働ではない為、使用した時間数の使用料を後日、請求いたします。

※使用時間の合計時間が30分を過ぎると1時間分の料金が発生します。

・使用日の変更について

使用変更申請書の受付は、変更日の平日3日前迄です。また、変更の再変更は、できませんので、ご注意ください。

・ 附属設備使用料について

附属設備を使用する場合は申請書に記載してください。
(電源使用料コンセント口数、マイク何本等)

・ 類似活動団体の登録と会員について

サークル活動日の確保を行うことを目的に、同じような活動内容、ほぼ同じメンバーで複数登録することは、利用者の公平な利用機会を制限することになるので慎むようお願いいたします。

・ 講師について

同一講師が登録できる団体数は、2団体までとします。

・ 備品・物品等の置きっぱなしの禁止

サークルの所有物（楽器、食器類など）をニライセンター内に置くことはできません。（万一、紛失や破損等があっても一切責任を負いません。）

生涯学習プラザの施設使用申し込みについて

電話又は窓口で空き状況を確認

【受付期間】

- 生涯学習館(セミナー室等)：使用日の属する 3ヶ月前から使用日の7日前まで
※7日前とは、使用する日の平日7日前(原則、土日・祝日・年末年始休暇を除く。)
※下記キャンセルの3日前までの例を参照のこと。

申請書を記入し、提出する

【受付時間】 午前9時から午後5時15分まで (申請順の優先)

予約は受付順となっており、使用する日の平日7日前(原則、土日・祝日・年末年始休暇を除く。)までに申請書の提出が必要です。

※ 夜間、休日等に警備員へお預けした場合、正式な受付は、担当が部屋の空き状況を確認してからとなります。

※ 代表者名の記載誤りに注意 ※

使用料の支払いは、使用する日の平日3日前(原則、土日・祝日・年末年始を除く。)までに！
※プラザ発行の「納付書」を銀行窓口にてお支払い下さい。

施設使用

鍵の受け渡しは、利用開始時間の5分前(前に利用している団体がある場合は、利用開始時間)からお渡しします。



取下げ

使用取り下げ届けを提出する
電話による取下げは、受付できません。
(特に夜間、休日等の警備員への直接又は電話による伝言)

取下げ・変更の受付

○生涯学習館(セミナー室等)：使用日の平日3日前までに

※取下げの場合は、「使用取下げ届・還付申請書・銀行口座(写)・納入通知書兼領収書(写)」の提出が必要です

◇変更の場合、使用する日の平日3日前(原則、土日・祝日・年末年始を除く。)までに、使用変更申請書の提出が必要です。変更の再変更はできませんので、ご注意ください。

(生涯学習館取り下げの場合)

| 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4日前 | 3日前 | 2日前 | 1日前 | 使用日 |

使用する日の平日3日前まで(4日前)の取下げ
使用料の半額を払い戻し

使用する日の平日3日前以降に取下げ
使用料の払い戻し無し

使用料及び利用時の注意点

- 使用申請書を提出すると使用料の支払い義務が生じますので、申請は確実な日程と時間の調整後に提出してください。
- 施設使用料の支払いは、前納となっていますので、お守りください。
- すでに納めた使用料は、条例で定めた事由以外ではお返しできません。
(ちやたんニライセンターの設置及び管理に関する条例第 17 条：すでに納入された使用料は還付しない)
- 3 日前迄の取下げは、5 割の還付となります。期限過ぎると還付できません。
(北谷町生涯学習プラザ管理規則第 14 条：生涯学習館を使用する日の 3 日前までに使用を取り下げる届出があった場合 使用料の 5 割)
- 使用変更申請書受付後に変更が生じた場合、変更の再変更はできません。
- セミナー室等利用時間は、準備及び片付けを含む時間をご利用をお願いします。
- セミナー室等の鍵は、利用開始時間の 5 分前（前に利用している団体がある場合は、利用開始時間）からお渡し可能です。また、終了時間までにはお返しください。
(電気・冷房ともコンピュータ管理のため、前後の合計時間が 30 分を過ぎると 1 時間分の料金が発生します。)
- 5 月、11 月に冷房使用すると精算払いとなり、後日納付書を発行します。

禁止事項

- 使用許可の権利を他の人に譲ることや転貸することはできません。また貸し厳禁！
- 許可なく器具等を所定の場所以外に持ち出しすること、壁や柱等に張り紙・立て看板を設置することはできません。
- 部屋の定員を超える人員の入場はできません。
- セミナー室等での飲食・喫煙・火気の使用は禁止です。
- 館内で他の人に迷惑をかける行為を禁止します。(騒音・怒声・罵声・暴力等)
管理規則第 14 条

お願い

- 建物・付属設備などを破損、汚損又は滅失したときは、その損害相当額を弁償していただきます。(施設・備品は、大切に利用してください。)
- 使用者が搬入した器具及び物品などは、使用者が責任をもって管理してください。
- 使用後は、使用前の状態に戻してください。
(机・イスの片付け、電気・冷房の消し忘れに注意)

*** 不明な点やお気付きの点は、遠慮なく学習プラザ職員までお申し出ください***

ちやたんニライセンター施設概要（団体活動向けの部屋等）

※各部屋の定員の範囲内でご利用ください。（各部屋の机・椅子等は別部屋での移動、使用は不可）

| | 部屋名称 | 定員 (人) | 面積(m ²) | 内 容 |
|-------------|-----------|-----------|---------------------|--|
| 2 階 | セミナー1 | 19 | 48.89 | 会議、サークル活動等の学習スペース |
| | セミナー2 | 28 | 56.71 | |
| | セミナー3 | 28 | 146.03 | 運動等の利用スペース（板張り） 鏡張りなのでダンスや踊りに適している。 |
| | セミナー4 | 25 | 56.00 | 会議、サークル活動等の学習スペース |
| | セミナー5 | 28 | 59.70 | ※貸し出し不可 （ハンズオンNPOが使用） |
| | セミナー6 | 28 | 57.05 | 会議、サークル活動等の学習スペース |
| | セミナー7 | 28 | 57.05 | |
| | セミナー8 | 28 | 56.23 | |
| ホ ー ル | カナイホール | 360 | 862.84 | 移動式観覧席を装備し、多目的に使用可能 飲食可（平場の場合のみ） （ホール 497.926 m ² ・ 舞台 109.440 m ² ） |
| | 練習室 | 26 | 84.39 | ピアノ設置 |
| 地 下 | 講座室1 | 37 | 64.80 | 講座、会議等に使用（原則貸出不可） 講座室1から3までのそれぞれ間仕切り を取り使用することが可能。 |
| | 講座室2 | 37 | 64.80 | |
| | 講座室3 | 21 | 41.40 | ピアノ設置（原則貸出不可） |
| | 和室1 | 12 | 41.85 | 襖を開け1・2使用可能 |
| | 和室2 | 16 | 58.49 | 茶道用電気釜設置 |
| | 調理室 | 19 | 57.29 | 電気調理器具設置（火の使用不可） |
| | 工芸室 | 20 | 55.98 | 陶芸使用（電気窯あり） |
| | 工作室 | 40 | 64.80 | ※貸し出し不可 |
| | マルチメディア工房 | 10 | 55.65 | ※貸し出し不可（講座に使用します。） |